限定承認公告

本籍福岡県大野城市平野台四丁目六番、最後の住所福岡県大野城市畑ヶ坂二丁目二番八号
被相続人　亡　小出　房男

右被相続人は平成二十一年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年三月八日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
福岡県春日市小倉六丁目一五〇番地
限定承認者　小出　朱美

限定承認公告

本籍鹿児島県西之表市国上三八〇八、最後の住所鹿児島県鹿児島市東俣町六七番地市営南方住宅一〇四号　被相続人　亡　轟木　宏子

右被相続人は平成二十二年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十六日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
鹿児島県鹿児島市東俣町六七番地市営南方住宅一〇四号
相続財産管理人　轟木　忠彦

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年七月二十日開催の臨時総会において、出資一口の金額五万円を五千円に減少することを決議し、その方法として全額払込みのうち四万五千円を払い戻して出資一口の金額を五千円とすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十二年八月五日
新潟県新発田市横岡一九二四番地二
農事組合法人エコファーム桜
理事　渡辺　嘉明

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二下	一六ム	終りから一九	薬学的管理導	薬学的管理指導
〃	一七ウ		一一につき	1回につき
〃	一八キ		プロスタグランジンI 2	プロスタグランジンI_2
三三上	ラ		薬学的管理導	薬学的管理指導
三九〃	ム		1回につき	1回につき
〃下	ウ		プロスタグランジンI 2	プロスタグランジンI_2
四〇〃	六～七	終りから一九～一八	経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器
四五〃	六		ウイルス抗体価	ウイルス抗体価（半定量）
〃	〃	終りから一六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価（1項目当たり）
〃	〃	一五	精密測定	の測定
四八〃	七	終りから一九	手掌部、足底部	手掌部又は足底部
五五上	〃	二	又は	及び
六七ページ下段終りから1行目は次のとおりの誤り。				
2　その他の場合　900点				
八五上	〃	一〇	中耳根本手術	中耳根治手術
八六〃	一二		況副鼻腔根本手術	況副鼻腔根治手術
九九下	二〇		脱肛根本手術	脱肛根治手術
一〇六上	九		K739からK740—2まで	K739、K740、K740—2
〃	一四		740—2まで	
一〇八下	七～八		放射線治療料	この部
一一一〃	一六		第1章	第2章
〃	〃		平成24年3月31日まで間に限り	平成24年3月31日までの間に限り
一二五〃	四		医師	歯科医師
一二八上	二一	終りから二三	及び	又は
同日（同号外）厚生労働省告示第七十号（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一八五三	三	終りから二	※炭酸マグネシウム（日興製薬）	※炭酸マグネシウム「ニッコー」
同日（同号外）厚生労働省告示第七十二号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
三一〇下	七		第五条の二等二項	第五条の二第二項
三一三〃	〃	終りから六	当該病床を有する病棟	当該病床を有する当該病棟
三一四上	三		当該病棟において	当該病棟における
三一六〃	〃	終りから一一	前段	本文
〃	〃	二〇	三老人処置	長期療養患者褥瘡（じょくそう）等処置
三一九下	七一のイ及びロ			一の(1)及び(2)
三二二上	同日（同号外）厚生労働省告示第七十三号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）（原稿誤り）			
三三六上	〃	終りから一六～一五	「診療報酬の算定方法」以下は改行し、行頭を四字下げる。	
三三九〃	〃		二〇脳血管リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション
〃	〃	終りから二〇	対象患者	対象患者等
三四〇〃	〃	一四	又は精神科デイ・ナイト・ケア	若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア
〃	〃	一七		
三四二下	〃	一九～二〇	又はデイ・ナイト・ケア	若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア
三四五上	〃	一一	同一建物居住者等訪問看護・指導料	同一建物居住者に対する訪問看護・指導料
三四六〃	〃	終りから一六	に限る。）	に限る。）の費用
三四七〃	四～一		行頭を一字下げる。	
〃	下	七	患者	患者（当該疾患の手術後の患者であって、入院中のものを除く。）発達障害の患者
〃	二一		発達障害	
同日（同号外）厚生労働省告示第七十六号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
三五二下	九		第三第二号	第三第二号(二)ホ中「準七対一入院基本料」を削り、同第八号
平成二十二年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第九十五号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一四ページ表中「入院期間Ⅰ日以内」は「入院期間Ⅰ」の、「入院期間Ⅰ日を超えⅡ日以内」は「入院期間Ⅱ」の、「入院期間Ⅱ日を超えⅢ日以内」は「入院期間Ⅲ」の誤り。				
六六ページ一二行目と一三行目の間に次のように加える。				
(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。				
(一)　「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。				
(二)　「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。				
(三)　「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。				
同日（同号外）厚生労働省告示第九十八号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件）（原稿誤り）				
一三八	一七		一八	一九
〃	指数			係数
〃	一三八ページ表中「指数」は「係数」の誤り。			
一四九	八日本生命済生会附属			八日本生命済生会附属
平成二十二年三月二十六日（号外第六十四号）厚生労働省告示第百四号（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
二〇下	八従来の			いずれも従来の
三七〃	一一「切除が困難なものに限る。」を削る。			

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　八月五日付第一六四号九六　ページ●同日付政府調達第一四六号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）